

ご存じですか？ 令和4年4月から中小企業も パワハラ防止対策実施が義務に

1. 方針の明確化と社員への周知・啓発



2. 行為者への方針・対応を就業規則に規定し社員に周知・啓発



出勤停止14日間

3. 相談窓口を決め社員に周知



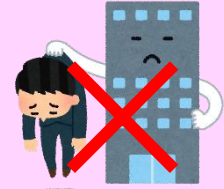
4. 相談窓口担当者 と企業が迅速・適正 に対応



5. 相談者・行為者の プライバシー保護と社 員への周知



6. 相談者の不利益 扱い禁止を定め社員へ の周知・啓発



パワハラ防止対策！ やらないとどうなるの？ どえりゃあ事になります

<h3>1. 労働者からの訴え</h3> <p>最近では在職中の労働者も、賠償請求等を企業に行います</p>	<h3>2. 行政指導・企業名公表</h3> <p>行政は指導勧告等ができ、悪質時は企業名を公表します</p>	<h3>3. 都道府県労働局紛争調整委員会あっせん</h3> <p>・調停 <small>パワハラ件数 7年連続1位</small></p> <p>委員会より通知がありパワハラ等の紛争を1回2時間で解決します</p>	<h3>4. 地方裁判所労働審判</h3> <p>民事問題を2時間3回で解決。和解金・代理人費用も高額に</p>	<h3>5. 合同労組団体交渉</h3> <p>労働のプロ。社外労組(ユニオン)との対峙を余儀なくされます</p>	<h3>6. 裁判</h3> <p>賠償額・費用・時間はとんでもないものに。裁判名は被告企業名</p>
--	---	--	--	---	---

中小企業のパワハラ防止対策をサポートします 「中小企業格安セット活用」受付中

パワハラ防止対策の実施では、就業規則規定・社員周知事項の作成等は専門知識が必要で、相談窓口担当者の教育も不可欠。中小企業には難しいものがあります。そこで企業の対策実施をサポートするため、愛知県下各労働基準協会と関連組織社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングでは、勤労者労働総合相談センターにて企業に代わり労働者のパワハラ相談活動を実施する等の「パワハラ等防止対策総合サポート事業」を行っております。

中小企業への令和4年4月からの対策義務化に備え、通常より費用が格安となる「中小企業格安セット活用」を令和4年6月までの期間限定で受付中です。詳細は裏面のとおりですので、ぜひともご活用をお願い申し上げます。



中小企業格安セット活用の実施内容

<p>1. 訪問コンサルティング</p>  <p>社労士法人のスタッフが御社を訪問し、必要な対策を提案します</p>	<p>2. パワハラ防止のためのトップ宣言のご提案</p>  <p>社員に向けた企業トップのパワハラ防止宣言をご提案します</p>	<p>3. パワハラ防止等の就業規則規定のご提案</p>  <p>パワハラ防止、行為者の懲戒等の就業規則規定をご提案します</p>	<p>4. パワハラの実状調査の実施</p>  <p>パワハラの実状、社員の意識等についての調査を行います</p>	<p>5. 社員研修の実施</p>  <p>専門家によるパワハラ防止研修(録画・WEB方式)を実施します</p>	<p>6. パワハラ相談の代行</p>  <p>期間は契約より1年間。以降は1年単位で更新 労働者の相談を代行し、発生時の対応をアドバイスします</p>
---	---	---	--	--	--

■上記の実施内容はパワハラだけでなく、セクハラ等全てのハラスメント相談を行う勤労者労働総合相談センターの相談員を含んでおります。

■実際にパワハラ事例等が発生した場合の、事実関係確認 被害者・行為者へのフォロー等の事後措置 実施 再発防止対策の実施等の対応も、費用が別途必要となりますが可能です。

■法的に相談窓口の設置が必要な、メンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等への対応も、費用が別途必要となりますが可能です。

相談を行う勤労者労働総合相談センターの相談員

				
センター長 新美智美	主任相談員 奥村孔子	特別相談員 石田幹夫	特別相談員 加藤正人	相談員 大西正高
フーリッシュ社 労士事務所所長	法人専門職員 公認心理師・特 定社会保険労務 士・シニア産業 カウンセラー	法人代表社員。 社会保険労務 士。名北協会副 会長。元名古屋 北労働基準監 督署長。元愛知 労働局紛争調 整委員	Personnel Lab 加藤社会保険 労務士事務所 所長。特定社 会保険労務 士・産業カウ ンセラー	法人副所長。 特定社会保 険労務士。 おおにし社 会保険労務 士事務所所長。

委託費用

<p>1. 訪問コンサルティング ~ 5. 社員研修の実施の委託費用</p>	55,000円	<p>中小企業を対象とした令和4年6月までの期間限定の格安セット費用です。 期間外・大企業の場合は1~5の実施で165,000円(研修は対面方式)となり、110,000円格安(3分の1の費用)です。</p>
--	---------	---

6. パワハラ相談の代行費用	10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満
	21,120円	25,080円	30,360円	40,920円	52,800円	64,680円	69,960円	79,200円

非正規労働者を含む社員数ごとの契約後1年間の委託費用です。2年度目以降も同様です※上記費用は消費税を含みます。

お申込み・お問い合わせ

下記の各労働基準協会に連絡票をファックスください。折り返し実施機関よりお電話をさせていただきます。
実施機関: 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング お問い合わせ: **一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部** Tel 052-961-3655 Fax 052-961-9635 Email:roumu@meihokurouki.or.jp

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

中小企業格安セット活用 連絡希望票 活用を検討しており説明・調整をお願いいたく下記に連絡ください

事業場名		TEL	()	—
事業内容	労働者数	FAX	()	—
所在地	〒	E-mail		
担当者職氏名	部署等	氏名	様	ご質問等